
令和3年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和3年6月17日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和3年6月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第38号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第2 議案第39号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第40号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
- 日程第7 意見書案第1号 核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書 (案)

(追加分)

- 日程第8 発議第2号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第9 発議第3号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議 (案)
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第2 議案第39号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第40号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について

日程第7 意見書案第1号 核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)

(追加分)

日程第8 発議第2号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 発議第3号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議(案)

日程第10 常任委員会委員の選任について

日程第11 議会運営委員会委員の選任について

日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長		石井 紫君	

総務課長	……………	元島 信一君	企画財政課長	……………	椎野 満博君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	野正 修司君	生涯学習課長	……………	古市 照雄君
監査事務局長	……………	田村 貴志君			

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ちょっと始まる前ですが、御連絡をさせていただきます。議員の皆さんはアクリル板を今議席にセットしていますので、息苦しいとか、話しづらい等がありましたら、マスクを除けて発言していただいても構いません。また、議席で、息苦しいとか、そういうことがありましたら、マスクをずらしていただいても構いませんのでよろしくお願いいたします。席を動く場合は、しっかりとマスクのほうをお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、執行部の皆さんは、アクリル板を設置していますが、席が近いので、今までどおりマスクの着用をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様の方もアクリル板は設置していませんので、マスクの着用をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第38号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第38号令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第38号令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）について。

本補正予算の所管項目について慎重に審議した結果、新型コロナウイルス感染症による影響が

長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援をするための給付金の支給、町内私立保育園に対して新型コロナウイルス感染症対策に係る経費としての補助金、八津田小学校建設に伴う外構工事が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第38号令和3年度築上町一般会計補正予算（第3号）について。

本補正予算の所管項目について慎重に審査した結果、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、町内2か所、下小山田、開拓地区の防火水槽設置工事、農村地域防災減災事業により、ため池の耐震調査4か所を行う経費、人事異動に伴う人件費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第39号

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、議案第39号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第39号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計

補正予算（第1号）について。

本案は、奨学金運営審議会委員について、報酬を支給する附属機関に該当しないため、当該委員の報酬を報償費に予算組替えを行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第40号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第40号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、新庁舎建設に伴い、会議室等を貸出する際の使用料金等を改めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第40号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第41号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第41号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行を行っており、発行に関わる手数料を町が徴収し、同機構に納めていましたが、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正されたことに伴い、町手数料条例で徴収しないこととされたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第42号

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、議案第42号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第42号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、町営越路団地解体に伴い、条例から越路団地の項目を削除するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第43号令和3年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第43号令和3年度築上町一般会計補正予算（第4号）について。

本補正予算について、慎重に審議した結果、学校のビジョンづくりが人口減少社会が続く前提としての議論となっており、これは責任を放棄するものであるとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 議案第43号令和3年度築上町一般会計補正予算（第4号）について反対の討論を行います。

この補正予算は、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業のビジョンをつくるものです。このビジョンづくりの事業の内容にある「椎田中学校区の減少傾向にある今後の人口動態を踏まえ」また「今後の人口動態を考慮すると」などは、人口減少社会をつくり出してきた政治の責任を放棄するものであり、地方公共団体が果たすべき役割の否定につながるものではないかと考えます。日本の出生数は、一昨年、2019年に初めて90万人を下回り、86万5,239人になりました。子どもを持ちたいと願っても、経済状況や出産、子育てを支える仕組みの弱さなどで希望が阻まれています。若い世代に出産育児をためらわせる大きな理由として、経済的な不安が一番多く上げられています。正規雇用を非正規雇用置きかえ、若い世代の雇用を不安定にし、低賃金に抑え込み、子育ての基盤を掘り崩してきたことにこそ目を向け、安定的な雇用の確保や育児休業制度の拡充、教育費の軽減、家賃支援などの経済的な支援を強力に推し進めることこそ、今求められているのではないのでしょうか。

2001年に約3兆円あった義務教育費の国庫負担金は、2004年から実施された三位一体改革などの構造改革で2011年には約1.5兆円に半減しました。新しい時代の学びとは何でしょうか。国の教育に対する予算がどんどん減らされ、子どもの数が減っていく今の社会が新しい時代なのではないのでしょうか。双方向的な学び、対話的な学び、アクティブラーニングなどの新しい言葉が次々と出てくる新しい時代の学びで、先生は、子どもたちを本当に幸せに成長させることが

できるのでしょうか。

教育に関わる予算を減らすのではなく、増やしていくことこそが、どんどん人がいなくなっている今の築上町を、そして子どもたちの未来をつくっていくということを訴え、反対の討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 議案第43号に対して、賛成の立場で討論いたします。

まず、池亀議員の反対討論は、政治が責任放棄をしているという事実でありますし、大変共感いたします。しかしながら、現時点から築上町の教育を前進させるために本予算は待ったなしの大変重要な予算でございます。教育委員会は、1年間をかけて築上町の未来の教育について協議を重ねてまいりました。そして、教育委員会の意思を提言として町長に提出、総合教育会議で見事に町長を説得していただきました。私たち議員は、何度となく議会で町長に対して少子化の社会状況を鑑み、町全体の学校の規模適正化を考えられたいと提案してまいりました。しかし、町長はどの議員の提案も一蹴し続けてきた過去がございます。教育長の粘り強い御説得と教育委員の皆様のお御尽力に大きな敬意を表します。その上で、常任委員会でも再三申し上げた点3点を確認申し上げます。

1点目、私が本基本構想、ビジョンについて、町民の皆様にお知らせした際、一番初めに返ってくるお言葉は、「え、何でこの構想をつくる前に八津田小学校建設するの」、「築城中学校校区の教育はどうなるの」の2点でございます。私は、八津田小学校建設の調査予算から反対しておりましたので、町民の皆様には説明することはできません。町長は、町民に対して、八津田小学校建設した説明責任を丁寧に果たしてください。

また、本基本計画が実施されれば、確実に築城中学校校区との環境格差が生じ、学力差が開く可能性がとても高くなると危惧しております。教育長は、築城中学校校区は、施設分離型で小中一貫教育を行うと答弁されましたが、本基本構想構築と同時に築城中学校校区の教育の在り方についても別途検証し、格差が生じないような施策を構築、町民が納得できる説明を尽くすように求めます。

2点目、本基本構想は、文科省スケジュールよりも既に2か月遅延しています。コロナ禍により、今後スケジュール通りの会議やワークショップ開催ができるか懸念されております。たとえスケジュールがタイトであっても、町民との対話の機会を絶対に省略せず、予算を繰越明許しても議論による意思決定を尊重した基本構想ビジョンを策定するよう求めます。

最後に3点目、検討委員会に当事者である保護者の参画が極端に少ない。特に椎田地区の小学校校区の保護者から「中学は椎田中学校に就学するのになぜ排除されるのか」と憤りの声があります。椎田小中学校のPTA会長2名のみでなく、椎田中学校校区のPTA会長、もしくは保護

者代表の参画を強く求めます。また、議論の混乱を防ぐため、学校関係、地域関係別々の分科会の設置を求めます。

以上、3点をしっかりと取り組むよう申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第43号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 意見書案第1号

○議長（武道 修司君） 日程第7、意見書案第1号核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）について、提出しておられます池亀議員に質問いたします。

「築上町は2007年6月5日に、非核三原則の堅持と核兵器廃絶を求める非核宣言の町を表明しています」とあります。これは、1963年に国際会議で採択され、日本も1976年に批准している核兵器不拡散条約であり、核兵器保有国による核軍縮、非保有国への不拡散、原子力の平和的利用という3つの柱から成立しており、日本は、保有国による核軍縮と非保有国への不拡散を目指す、通称NPT体制と前提して、核兵器のなき世界の実現を目指し、45年たった今も貢献し続けています。よって、築上町の合併後になると思いますが、築上町も非核宣言の町を掲げたものと思われます。今回同じ国際会議で核兵器禁止条約が採択され、日本は署名も批准も行っていない。なぜ日本は署名も批准も行わないのか、この意見書案は被爆国だから、国が批准しているからとしか伝わりません。もし批准したらどのような効果があるのかを説明願いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） これは、世界諸国民の核兵器廃絶の願いを受けて、この核兵器禁止条約が発効されました。これを批准する国を1国でも多くしていくことが、着実に核兵器廃絶の道につながっていくと私は考えます。同時に、非核宣言の町を表明している築上町としてこの意見書を上げることが大事だと考えています。

以上が私の、答弁になっているかどうかわかりませんが、お答えです。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 築上町は、非核宣言の町を掲げていくのになぜ議員は反対するのかというような誤解のないような反対討論をしてみたいと思います。

核兵器不拡散条約と核兵器禁止条約は似たような条約ではありますが、中身が全く違う内容でありまして、日本政府は、この核兵器禁止条約について、日本の安全保障政策の根幹が揺らいでしまうと言っております。核兵器不拡散条約ができて58年、日本が批准して45年、なりますが、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国の核保有が認められ、それ以外の国は禁止とされます。現実には、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮は実質核保有をしている、これが現実です。今回の核兵器条約の中身は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を通さないとなっています。その中で、威嚇です。言いかえれば核抑止まで禁止となる、日本の安全保障政策の根幹が揺らいでしまうと言っているわけでありまして。よく耳にするアメリカの核の傘です。日本に手を出すとアメリカから核が飛んでくる、少し砕けますと、日本は自国で外敵から自国を守れない、これが現実です。日本が核兵器禁止条約に参加してしまえば、米国の傘からも抜ける必要があり、日本が他国に核の脅威にさらされる、そればかりか、現在の国際社会が保っている安全保障上のバランスを壊すことになり、逆に不安定な状況をつくってしまうということが署名や批准をしていない見解ではなかろうかと思えます。

今回の核兵器禁止条約には、年内に締結国会議が開催される予定でありますし、核兵器拡散防止条例も本年5月に開催が予定されておりましたが、コロナで延期されております。が、今後日本が署名する、批准するかは政府の行動を見守りたいと思います。

しかし、日本の安全を守る第8航空団築城基地がある築上町としては、毎日のように中国やロシアからの領空領海侵犯が行われ、北朝鮮はミサイルを打ち続けている、状況を瞬時に把握し、日本の安全を守るために行動を休みなく行っております。このような現実を身近に見ている議会人として、意見書案には反対いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） ただいま塩田議員より反対討論がございました。お聞きしておりますと、塩田議員の反対討論は日本の外交が全然だめだめだから、他国から攻撃を恐れているというふうに聞こえます。私は日本の外交能力を信じたい。ですから、核兵器は要りません。持つ必要はないと考えます。

以上、賛成討論でございます。

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立少数です。よって、意見書案第1号は否決されました。

日程第8 発議第2号

○議長（**武道 修司君**） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第8、発議第2号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから、日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第2号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第8、発議第2号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第2号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、標記の規則案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和3年6月17日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員田村

兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 築上町議会議規則の一部を改正する規則の制定について。令和3年2月9日に改正された標準議会議規則において、議会における欠席の届け出の取扱い及び議会への請願手続の取扱いに関して、規則が改正されました。欠席届については、欠席理由が新たに規定され、また、議会へ請願手続の取扱いについては、請願者に求められる押印の義務づけを見直し、署名または記名押印による手続に改められ、築上町議会においても社会情勢などを勘案し、欠席の届け出及び議会への請願の手続について規定するものです。

また、開議の開が開く開が正しいのですが、議会の会の字になってあるところがあり、改めるものです。

なお、規則第2条の欠席届の理由について、配偶者の出産補助の記載を配偶者だけに限定せず、LGBT等にも適用できるようにとの意見があり、その他のやむを得ない理由により議長が判断し、認めることといたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。

本発議に対し、反対意見はありません。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第3号

○議長（武道 修司君） 日程第9、発議第3号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に

対し敬意と感謝の意を表する決議（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第3号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議（案）、標記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和3年6月17日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 発議第3号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議（案）。新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けています。これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、検査、医療、緊急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面しています。特に医療従事者については、いわれなき偏見や差別を受けているとの報道がある中、感染リスクにさらされながら、緊張が続く現場で、自らの危険を顧みぬ献身的な努力をいただいております。よって、本議会は、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に関わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支えるため、決議するものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第3号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 常任委員会委員の選任について

○議長（武道 修司君） 日程第10、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり、総務産業建設常任委員会委員に、吉原秀樹議員、池永巖議員、鞆野希昭議員、工藤久司議員、信田博見議員、田原宗憲議員、塩田文男議員、厚生文教常任委員会委員に、江本守議員、北代恵議員、宗晶子議員、丸山年弘議員、武道修司議員、池亀豊議員、田村兼光議員を選任することに決定をいたしました。

日程第11. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（武道 修司君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり、田原宗憲議員、塩田文男議員、池亀豊議員、田村兼光議員、工藤久司議員を選任することに決定をいたしました。

日程第12. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

日程第13. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議員の皆様には、6月3日から開会いたしまして本日まで15日間、誠心誠意議論をしていただきながら、全議案可決を賜りまして、大変ありがとうございました。

さて、コロナの状況でございますけれども、一応緊急事態、20日まででございますが、県知事から20日を過ぎたら蔓延防止という措置に切り替えるというふうなことになります。まだ決定はしておりませんが、そういう話が出ておりますので、本町のほうも、県のいろんな施策を参考にしながら、本町の対策をまた講じてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そしてまた少しだけ報告させていただきますと、一応65歳以上の方のワクチン、予防接種については、4,262人が6月13日現在で一応接種を完了して、率にいたしますと61.9%、これは県下でも高いほうでございます。久留米市が大体64%ぐらいいっておるというふうな情報でございましたけど、割と高いほうでございますし、予防接種が医療スタッフの献身的な努力によって、一応このような高い数値になっておるところでございます。

そこで、ちょっと医療スタッフも少し疲労気味でございます。医師会と協議をしながら、今後、65歳未満の方の予防接種については、医療スタッフの日数を減らして、そして集中的にたどりまやっておるのは3名から4名の医師、そして看護師さんという形で行っておりますけれども、1日に8名から10名の医師をスタッフにしてもらおうと、そしてそれに看護師さんがついていただくということで、日数を減らすけれど1日の接種量を増やしていこうと、そういうふうな形で65歳未満はやっていこうと。そのために、会場がソピアと中央公民館ではちょっと狭小過ぎるというようなことで、実は築城支所のほうに会場を移転して、ソピアを使いながら、そうすれば10名の医師で一応接種が可能だということが検証してわかりましたので、次の65歳未満の方については、支所のほうで一応予防接種を行おうということで、決定をしておるところでございます。

そしてまた65歳未満については、インターネットのいわゆるウェブ予約を主としながら、接種券を年代ごとにお送りしながら、一応、ウェブで予約、そしてどうしてもウェブでできない方

はウェブを締め切った後、枠をいわゆる葉書予約で、今までとは違う第1希望、第2希望、第3希望の日時を本人が記入をしていただくと、このようなことで予約をしていこうというふうな形で決定をしておるところでございますので、お知らせをいたしておきます。

それでは、結びに、梅雨もまだ長く続きそうでございますけれども、向暑の候に向かいます。議員の皆さんも御自愛をしていただきながら、健康に留意をしていただきながら、議員活動を重ねていただければ幸いに存ずるところでございますので、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和3年第2回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員